

## 平成25年第2回臨時会 参考資料

1. 議案第44号 専決処分の承認について（平成24年度小松島市一般会計補正予算（第6号）） . . . . . 1
2. 議案第45号 専決処分の承認について（平成24年度小松島市競輪事業特別会計補正予算（第3号）） . . . . . 4
3. 議案第46号 専決処分の承認について（平成24年度小松島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）） . . . . . 5
4. 議案第47号 専決処分の承認について（小松島市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例） . . . . . 6
5. 議案第48号 専決処分の承認について（小松島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例） . . . . . 19
6. 議案第49号 平成25年度小松島市一般会計補正予算（第1号） . . . . . 32

平成24年度一般会計予算（3月29日専決）分析資料

1 歳入の状況

(単位：千円，%)

区 分	既 計 上 予 算 額		今 回 追 加 額		現 計 予 算 額		Eの構成	備 考
	総 額 A	一般財源B	総 額 C	一般財源D	総 額 E	一般財源F		
市 税	4,216,800	4,216,800	50,000	50,000	4,266,800	4,266,800	25.7%	
地 方 譲 与 税	114,301	114,301			114,301	114,301	0.7%	
利 子 割 交 付 金	18,500	18,500			18,500	18,500	0.1%	
配 当 割 交 付 金	16,100	16,100			16,100	16,100	0.1%	
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	3,200	3,200			3,200	3,200	0.0%	
地 方 消 費 税 交 付 金	373,000	373,000			373,000	373,000	2.3%	
自 動 車 取 得 税 交 付 金	21,400	21,400			21,400	21,400	0.1%	
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 交 付 金	24,000	24,000			24,000	24,000	0.1%	
地 方 特 例 交 付 金	15,000	15,000			15,000	15,000	0.1%	
地 方 交 付 税	3,651,613	3,651,613	550,000	550,000	4,201,613	4,201,613	25.3%	
普 通 交 付 税	3,301,613	3,301,613	159,994	159,994	3,461,607	3,461,607	20.8%	
特 別 交 付 税	350,000	350,000	390,006	390,006	740,006	740,006	4.5%	
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	9,000	0			9,000	0	0.1%	
分 担 金 及 び 負 担 金	285,218	0			285,218	0	1.7%	
使 用 料 及 び 手 数 料	240,160	3,669			240,160	3,669	1.5%	
国 庫 支 出 金	2,811,470	0	45,000		2,856,470	0	17.2%	
県 支 出 金	1,167,786	0			1,167,786	0	7.0%	
財 産 収 入	50,169	48,883			50,169	48,883	0.3%	
寄 附 金	1,800	1,800			1,800	1,800	0.0%	
繰 入 金	8,000	5,000			8,000	5,000	0.0%	
繰 越 金	251,932	251,932			251,932	251,932	1.5%	
諸 収 入	279,785	116,142	△100,000	△100,000	179,785	16,142	1.1%	
歳 入 欠 かん 補 填 収 入	100,000	100,000	△100,000	△100,000	0	0	0.0%	
そ の 他 の 諸 収 入	179,785	16,142			179,785	16,142	1.1%	
地 方 債	2,560,400	711,800	△45,000		2,515,400	711,800	15.1%	
歳 入 合 計	16,119,634	9,593,140	500,000	500,000	16,619,634	10,093,140	100.0%	
自 主 財 源	5,333,864	4,644,226	△50,000	△50,000	5,283,864	4,594,226	31.8%	
依 存 財 源	10,785,770	4,948,914	550,000	550,000	11,335,770	5,498,914	68.2%	

自 主 財 源      \* \* \* \*      市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入  
 依 存 財 源      \* \* \* \*      地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、  
 国有提供施設等所在市交付金、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、国庫支出金、  
 県支出金、地方債

国庫支出金の内訳

地域の元気臨時交付金	45,000
	45,000

平成24年度一般会計予算（3月29日専決）分析資料

2 性質別歳出の状況

(単位：千円，%)

区 分	既計上予算額		今回追加額		現計予算額		Eの構成	備 考
	総 額 A	一般財源B	総 額 C	一般財源D	総 額 E	一般財源F		
人 件 費	3,165,644	2,841,438			3,165,644	2,841,438	19.1%	
議員等特別職の給与	199,368	190,876			199,368	190,876	1.2%	
職 員 給	2,155,984	2,064,290			2,155,984	2,064,290	13.0%	
そ の 他	810,292	586,272			810,292	586,272	4.9%	
物 件 費	1,959,168	1,371,544			1,959,168	1,371,544	11.8%	
維持補修費	33,327	28,727			33,327	28,727	0.2%	
扶 助 費	3,267,344	935,517			3,267,344	935,517	19.7%	
補 助 費 等	1,743,703	1,225,572			1,743,703	1,225,572	10.5%	
普通建設事業費	2,116,668	42,501			2,116,668	42,501	12.7%	
補助事業費	1,652,419	9,497			1,652,419	9,497	9.9%	
単独事業費	464,249	33,004			464,249	33,004	2.8%	
災害復旧事業費	0	0			0	0	0.0%	
補助事業費	0	0			0	0	0.0%	
単独事業費	0	0			0	0	0.0%	
失業対策事業費	0	0			0	0	0.0%	
補助事業費	0	0			0	0	0.0%	
単独事業費	0	0			0	0	0.0%	
公 債 費	2,351,813	1,921,390			2,351,813	1,921,390	14.2%	
積 立 金	137,259	126,000	600,000	600,000	737,259	726,000	4.4%	
投資及び出資金	0	0			0	0	0.0%	
貸 付 金	4,800	0			4,800	0	0.0%	
繰 出 金	1,234,908	995,451			1,234,908	995,451	7.4%	
前年度繰上充用金	100,000	100,000	△100,000	△100,000	0	0	0.0%	
予 備 費	5,000	5,000			5,000	5,000	0.0%	
歳 出 合 計	16,119,634	9,593,140	500,000	500,000	16,619,634	10,093,140	100.0%	
義務的経費	8,784,801	5,698,345	0	0	8,784,801	5,698,345	52.9%	
投資的経費	2,116,668	42,501	0	0	2,116,668	42,501	12.7%	
その他の経費	5,218,165	3,852,294	500,000	500,000	5,718,165	4,352,294	34.4%	

義務的経費 \*\*\*\* 人件費、扶助費、公債費の合計

投資的経費 \*\*\*\* 普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費の合計

その他の経費 \*\*\*\* 義務的経費、投資的経費以外の経費

平成24年度一般会計予算（3月29日専決）分析資料

3 目的別歳出の状況

(単位：千円，%)

区 分	既計上予算額		今回追加額		現計予算額		Eの構成	備 考
	総額 A	一般財源B	総額 C	一般財源D	総額 E	一般財源F		
1 議 会 費	197,558	197,557			197,558	197,557	1.2%	
2 総 務 費	1,508,254	1,151,191			1,508,254	1,151,191	9.1%	
3 民 生 費	6,291,404	3,007,511			6,291,404	3,007,511	37.9%	
4 衛 生 費	1,554,574	1,148,809			1,554,574	1,148,809	9.4%	
5 労 働 費	0	0			0	0	0.0%	
6 農 林 水 産 業 費	220,054	132,937			220,054	132,937	1.3%	
7 商 工 費	55,567	43,889			55,567	43,889	0.3%	
8 土 木 費	952,786	519,711		4,095	952,786	523,806	5.7%	
9 消 防 費	985,057	302,932		△707	985,057	302,225	5.9%	
10 教 育 費	1,757,308	936,213		△3,388	1,757,308	932,825	10.6%	
11 災 害 復 旧 費	0	0			0	0	0.0%	
12 公 債 費	2,351,813	1,921,390			2,351,813	1,921,390	14.2%	
13 諸 支 出 金	140,259	126,000	600,000	600,000	740,259	726,000	4.4%	
14 前年度繰上充用金	100,000	100,000	△100,000	△100,000	0	0	0.0%	
15 予 備 費	5,000	5,000			5,000	5,000	0.0%	
歳 出 合 計	16,119,634	9,593,140	500,000	500,000	16,619,634	10,093,140	100.0%	

平成24年度 特別会計予算（3月29日専決）分析資料

1 競輪事業特別会計

款	補正前の額	補正額	補正後の額	備考
① 競輪事業費	10,244,471	0	10,244,471	開催事業費確定に伴う競輪事業基金積立金への組換え
歳出合計	10,553,944	0	10,553,944	

# 第 1 表 繰 越 明 許 費 補 正

1 変 更

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額	
			変 更 前 の 額	変 更 後 の 額
① 下 水 道 費	1 建 設 費	公 共 下 水 道 建 設 事 業	1,352,700	1,352,600

議案第47号 専決処分の承認について（小松島市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例）

《小松島市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例》

平成25年度税制改正にかかる地方税法等の一部改正を受け、以下の措置を講じるための改正等を行うもの。

●延滞金の割合等の特例を見直し

国税の見直しに合わせ、地方税に係る延滞金、還付加算金の利率を引き下げ（現行：公定歩合＋4％、改正後：国内銀行の貸出約定平均金利＋1％加算）を行い、平成26年1月1日以降の期間に対応する延滞金等について適用するもの。

●個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の拡充・延長

所得税の住宅ローン控除の適用者（平成26年から平成29年までの入居者）について、所得税から控除しきれなかった額を、限度額の範囲内で個人市民税から控除するもの。

小松島市市税賦課徴収条例(昭和25年小松島市条例第133号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>（寄附金税額控除） 第34条の7 略 2 前項の特例控除額は、<u>法第314条の7第2項</u>に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>（固定資産税の納税義務者等） 第54条第1～4項 略</p>	<p>（寄附金税額控除） 第34条の7 略 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項(<u>法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。</u>)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>（固定資産税の納税義務者等） 第54条第1～4項 略</p>	<p>追加</p>

5 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。以下この項において同じ。)又は土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業(独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法(平成11年法律第198号)附則第9条第1項又は第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法(平成14年法律第130号)第11条第1項第7号イの事業又は旧農用地整備公団法(昭和49年法律第43号)第19条第1項第1号イの事業を含む。)の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところによって仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地(以下この項において「仮換地等」と総称する。)の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が、同法第100条の2(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。)の規定によって管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの(以下この項において「仮使用地」という。)がある場合においては、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分~~の~~の公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地に

5 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。以下この項において同じ。)又は土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところによって仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地(以下この項において「仮換地等」と総称する。)の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が、同法第100条の2(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。)の規定によって管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの(以下この項において「仮使用地」という。)がある場合においては、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分~~の~~の公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもって、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分の公告があった日又は換地計画

削除



ついて登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもって、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分公告があつた日又は換地計画の認可の公告があつた日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす。

(特別土地保有税の納税義務者等)

第131条第1～3項 略

4 土地区画整理法による土地区画整理事業(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。)又は土地改良法による土地改良事業(独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第7号イの事業を含む。)の施行に係る土地について、法令の定めるところによって仮換地又は一時利用地(以下この項において「仮換地等」という。)の指定があつた場合において、当該仮換地等である土地について使用し、又は収益することができることとなつた日以

の認可の公告があつた日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす。

(特別土地保有税の納税義務者等)

第131条第1～3項 略

4 土地区画整理法による土地区画整理事業(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。)又は土地改良法による土地改良事業の施行に係る土地について、法令の定めるところによって仮換地又は一時利用地(以下この項において「仮換地等」という。)の指定があつた場合において、当該仮換地等である土地について使用し、又は収益することができることとなつた日以後においては、当該仮換地等である土地に対応する従前の土地(以下この項において「従前の土地」という。)の取得又は所有をもって当該仮換地等である土地の取

削除

後においては、当該仮換地等である土地に対応する従前の土地（以下この項において「従前の土地」という。）の取得又は所有をもって当該仮換地等である土地の取得又は所有とみなし、当該従前の土地の取得者又は所有者を第1項の土地の所有者又は取得者とみなして特別土地保有税を課する。

附 則

（延滞金の割合等の特例）

第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第3項、第50条第2項、第52条、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)及び第140条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の1月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

得又は所有とみなし、当該従前の土地の取得者又は所有者を第1項の土地の所有者又は取得者とみなして特別土地保有税を課する。

附 則

（延滞金の割合等の特例）

第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第3項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)及び第140条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、

削除

追加  
改正

改正

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(以下本項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第145条第1項において準用する場合を含む。))の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合には、当該市民税に係る第52条の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセ

年7.3パーセントの割合)とする。

2 当分の間、第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第52条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第145条第1項において準用する場合を含む。))の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条に規定する延滞

追加

改正

改正

改正

ントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第9項までの規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同法第40条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(租税特別措置法第40条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

[個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除]

第7条の3の2 平成22年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた

金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項までの規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同法第40条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(租税特別措置法第40条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

[個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除]

第7条の3の2 平成22年度から平成39年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた

改正

改正

改正

改正

場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成25年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項又は附則第20条の2第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項に定めるところにより計算した金額とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2第1・2項 略

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所

場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成29年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項又は附則第20条の2第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2第1・2項 略

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所

改正

改正

追加

得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで又は第37条の9の2から第37条の9の5までの規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)

第22条の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)により滅失(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下この項及び次条において「震災特例法」という。)第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項において同じ。)をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。)をした場合には、附則第17条第1項中「第36条」とあるのは「第36条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法第

得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで、第37条の9の4又は第37条の9の5の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例)

第22条の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。)により滅失(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。)第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。)をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等(同条第1項に規定する土地等をいう。次項において同じ。)の譲渡(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。)をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第17条、附則第17条の2、附則

改正

改正

改正

31条第1項とあるのは「租税特別措置法第31条第1項」と、附則第17条の2第3項中「第37条の9の5まで」とあるのは「第37条の9の5まで(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、附則第17条の3第1項中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項」と、附則第18条第1項中「第36条」とあるのは「第36条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法第32条第1項とあるのは「租税特別措置法第32条第1項」として、附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。

第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。

<u>附則第17条第1項</u>	<u>第35条第1項</u>	<u>第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)</u>
	<u>同法第31条第1項</u>	<u>租税特別措置法第31条第1項</u>
<u>附則第17条の2第3項</u>	<u>第35条の2まで、第36条の2、第36条の5</u>	<u>第34条の3まで、第35条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)、第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5(これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)</u>
<u>附則第17条の3第1項</u>	<u>租税特別措置法第31条</u>	<u>東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に</u>

項	<u>の3第1項</u>	<u>関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項</u>
附則第18条第1項	<u>第35条第1項</u>	<u>第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)</u>
	<u>同法第32条第1項</u>	<u>租税特別措置法第32条第1項</u>

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者(以下この項において「被相続人」という。)の相続人(震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。)が、当該滅失をした旧家屋(同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。)の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合(当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。)における当該土地等(当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部

追加



**2** 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。  
(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

第23条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び附則第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「震災特例法第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特

分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。)の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令第27条の2第4項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。

**3** 前2項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に、これらの規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。  
(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

第23条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び附則第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「震災特例法第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特

改正

改正

別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則**第45条第3項**の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則**第5条の4の2第5項**」とあるのは「法附則**第45条第3項**の規定により読み替えて適用される法附則**第5条の4の2第5項**」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は**第13条の2第1項から第5項**までの規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則**第45条第4項**の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「法附則**第5条の4の2第5項**」とあるのは「法附則**第45条第4項**の規定により読み替えて適用される法附則**第5条の4の2第5項**」とする。

別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則**第45条第4項**の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則**第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)**」とあるのは「法附則**第45条第4項**の規定により読み替えて適用される法附則**第5条の4の2第6項**」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は**第13条の2第1項から第6項**までの規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則**第45条第5項**の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「法附則**第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)**」とあるのは「法附則**第45条第5項**の規定により読み替えて適用される法附則**第5条の4の2第6項**」

改正

改正

改正

改正

改正

改正

改正

改正

改正

(法附則第45条第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)とする。

議案第48号 専決処分承認について（小松島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

《小松島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の概要》

- 国民健康保険から後期高齢者医療に移行した者と同一の世帯に属する国民健康保険の被保険者の属する世帯の国民健康保険税について、既に講じられている当該移行後5年目までの間の世帯別平等割額の2分の1の軽減措置に加え、当該移行後5年から8年目までの間においても世帯別平等割額の4分の1の軽減措置を講ずるもの。〔第5条の2及び第7条の3関係〕
- 国民健康保険の保険税の減額措置に係る基準額等について、国民健康保険から後期高齢者医療に移行後5年までの間に限り、当該移行したものを含めて算定することにする措置を、期限を区切らない恒久措置とするもの。〔第24条関係〕

小松島市国民健康保険税条例(昭和35年小松島市条例第5号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>（国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額）</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日<b>の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、同日</b>以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が<b>属する世帯</b>(当該世帯に他の被保険者がいない</p>	<p>（国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額）</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯<b>であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する</b></p>	<p>削除</p> <p>挿入</p>

場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第24条において  
同じ。)以外の世帯 23,600円

(2) 特定世帯 11,800円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯以外の世帯 6,500円

(2) 特定世帯 3,250円

(国民健康保険税の減額)

第24条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が510,000円を超える場合には、510,000円)、同条第3項本文

月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第24条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。第3号、第7条の3及び第24条において同じ。)以外の世帯 23,600円

(2) 特定世帯 11,800円

**(3) 特定継続世帯 17,700円**

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,500円

(2) 特定世帯 3,250円

**(3) 特定継続世帯 4,875円**

(国民健康保険税の減額)

第24条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が510,000円を超える場合には、510,000円)、同条第3項本文

挿入

挿入

改正

挿入

の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が140,000円を超える場合には、140,000円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が120,000円を超える場合には、120,000円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 15,120円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 16,520円

(イ) 特定世帯 8,260円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 4,340円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 4,550円

の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が140,000円を超える場合には、140,000円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が120,000円を超える場合には、120,000円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 15,120円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 16,520円

(イ) 特定世帯 8,260円

**(ウ) 特定継続世帯 12,390円**

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 4,340円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,550円

改正

挿入

改正

(イ) 特定世帯 2,275円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 5,390円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,850円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者(当該納税義務者を除く。)及び特定同一世帯所属者(当該納税義務者を除く。)1人につき245,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 10,800円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 11,800円

(イ) 特定世帯 5,900円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世

(イ) 特定世帯 2,275円

**(ウ) 特定継続世帯 3,413円**

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 5,390円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,850円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者(当該納税義務者を除く。)及び特定同一世帯所属者(当該納税義務者を除く。)1人につき245,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 10,800円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 11,800円

(イ) 特定世帯 5,900円

**(ウ) 特定継続世帯 8,850円**

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世

挿入

改正

挿入

帯主を除く。)1人について 3,100円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 3,250円

(イ) 特定世帯 1,625円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 3,850円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,750円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1につき350,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 4,320円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 4,720円

帯主を除く。)1人について 3,100円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,250円

(イ) 特定世帯 1,625円

**(ウ) 特定継続世帯 2,438円**

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 3,850円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,750円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1につき350,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 4,320円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,720円

改正

挿入

改正



(イ) 特定世帯 2,360円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1,240円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 1,300円

(イ) 特定世帯 650円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1,540円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,100円

附 則

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第24条の規定の適用に

(イ) 特定世帯 2,360円

**(ウ) 特定継続世帯 3,540円**

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1,240円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,300円

(イ) 特定世帯 650円

**(ウ) 特定継続世帯 975円**

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1,540円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,100円

附 則

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第24条の規定の適用に

挿入

改正

挿入

については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第3条中「及び山林所得金額の合計額から同項各号」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この条において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第1項各号」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、第24条中「及び

については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第24条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

挿入

削除

山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第24条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、**第3条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同項各号」とあるのは「法第314条の2第1項各号」と**、第24条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 ～省略～

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しく

(株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第24条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第24条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 ～省略～

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しく

削除

は特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の6第15項の規定の適用を受ける場合における附則第6項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等に係る譲渡所得等の金額(法附則**第35条の2の6第11項**の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則**第35条の3第13項**の規定の適用を受ける場合における第6項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等に係る譲渡所得等の金額(法附則**第35条の3第13項**の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第24条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則

は特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の6第15項の規定の適用を受ける場合における附則第6項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等に係る譲渡所得等の金額(法附則**第35条の2の6第15項**の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則**第35条の3第11項**の規定の適用を受ける場合における第6項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等に係る譲渡所得等の金額(法附則**第35条の3第11項**の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第24条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則

改正

改正

改正

第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第3条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同項各号」とあるのは「法第314条の2第1項各号」と、第24条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第24条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第3条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同項各号」とあるのは「法第314条の2第1項各号」と、第24条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得

第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第24条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第24条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第24条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

削除

削除

等の金額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法，法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得，配当所得，譲渡所得，一時所得及び雑所得を有する場合における第3条，第6条，第8条及び第24条の規定の適用については，第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法，法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と，「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と，同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と，第3条中「及び山林所得金額の合計額から同項各号」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法，法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法，法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得，配当所得，譲渡所得，一時所得及び雑所得を有する場合における第3条，第6条，第8条及び第24条の規定の適用については，第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法，法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と，「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と，同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と，第24条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

削除

規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第1項各号」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、第24条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る配当所得を有する場合には、第3条、第6条、第8条及び第24条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る配当所得を有する場合には、第3条、第6条、第8条及び第24条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税

条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第3条中「及び山林所得金額の合計額から同項各号」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第1項各号」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、第24条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)

- 16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第3項の規定の適用を受ける場合における附則第4項(附則第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、附則第4項中「第36条」とあるのは「第36条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。

条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第24条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)

- 16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第4項及び第5項の規定の適用を受ける場合における附則第4項(附則第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、附則第4項中「第35条第1項」とあるのは「第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。

削除

改正

改正

改正



平成25年度5月補正予算分析資料

1 歳入の状況

(単位：千円，%)

区 分	既計上予算額		今回追加額		現計予算額		Eの構成	備 考
	総額 A	一般財源B	総額 C	一般財源D	総額 E	一般財源F		
市 税	4,170,200	4,170,200			4,170,200	4,170,200	33.1%	
地 方 譲 与 税	119,001	119,001			119,001	119,001	1.0%	
利 子 割 交 付 金	15,000	15,000			15,000	15,000	0.1%	
配 当 割 交 付 金	17,500	17,500			17,500	17,500	0.1%	
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	21,500	21,500			21,500	21,500	0.2%	
地 方 消 費 税 交 付 金	370,000	370,000			370,000	370,000	2.9%	
自 動 車 取 得 税 交 付 金	18,500	18,500			18,500	18,500	0.2%	
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 交 付 金	30,000	30,000			30,000	30,000	0.2%	
地 方 特 例 交 付 金	15,000	15,000			15,000	15,000	0.1%	
地 方 交 付 税	3,286,000	3,286,000	24,000	24,000	3,310,000	3,310,000	26.3%	
普 通 交 付 税	2,936,000	2,936,000	24,000	24,000	2,960,000	2,960,000	23.5%	
特 別 交 付 税	350,000	350,000			350,000	350,000	2.8%	
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	9,000	0			9,000	0	0.2%	
分 担 金 及 び 負 担 金	283,005	0			283,005	0	2.2%	
使 用 料 及 び 手 数 料	243,940	4,570			243,940	4,570	1.9%	
国 庫 支 出 金	1,992,001	0			1,992,001	0	15.8%	
県 支 出 金	942,476	0			942,476	0	7.5%	
財 産 収 入	41,128	39,358			41,128	39,358	0.3%	
寄 附 金	3,315	3,315			3,315	3,315	0.0%	
繰 入 金	3,000	0			3,000	0	0.0%	
繰 越 金	100	100			100	100	0.0%	
諸 収 入	160,334	16,745			160,334	16,745	1.3%	
歳 入 欠 かん 補 填 収 入	0	0			0	0	0.0%	
そ の 他 の 諸 収 入	160,334	16,745			160,334	16,745	1.3%	
地 方 債	786,000	668,400	50,000		836,000	668,400	6.6%	
歳 入 合 計	12,527,000	8,795,189	74,000	24,000	12,601,000	8,819,189	100.0%	
自 主 財 源	4,905,022	4,234,288	0	0	4,905,022	4,234,288	38.8%	
依 存 財 源	7,621,978	4,560,901	74,000	24,000	7,695,978	4,584,901	61.2%	

自 主 財 源      \* \* \* \*      市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入

依 存 財 源      \* \* \* \*      地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、  
国有提供施設等所在市交付金、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、国庫支出金、  
県支出金、地方債

平成25年度5月補正予算分析資料

2 性質別歳出の状況

(単位：千円，%)

区 分	既計上予算額		今回追加額		現計予算額		Eの構成	備 考
	総額 A	一般財源B	総額 C	一般財源D	総額 E	一般財源F		
人 件 費	2,837,279	2,717,207			2,837,279	2,717,207	22.5%	
議員等特別職の給与	200,248	189,681			200,248	189,681	1.6%	
職 員 給	2,131,388	2,022,043			2,131,388	2,022,043	16.9%	
そ の 他	505,643	505,483			505,643	505,483	4.0%	
物 件 費	1,685,562	1,240,798			1,685,562	1,240,798	13.4%	
維持補修費	20,882	16,082			20,882	16,082	0.2%	
扶 助 費	3,026,182	873,242			3,026,182	873,242	24.0%	
補助費等	1,703,210	1,192,013			1,703,210	1,192,013	13.5%	
普通建設事業費	186,121	27,217	74,000	24,000	260,121	51,217	2.1%	
補助事業費	121,643	4,543			121,643	4,543	1.0%	
単独事業費	64,478	22,674	74,000	24,000	138,478	46,674	1.1%	
災害復旧事業費	0	0			0	0	0.0%	
補助事業費	0	0			0	0	0.0%	
単独事業費	0	0			0	0	0.0%	
失業対策事業費	0	0			0	0	0.0%	
補助事業費	0	0			0	0	0.0%	
単独事業費	0	0			0	0	0.0%	
公 債 費	1,923,392	1,820,192			1,923,392	1,820,192	15.3%	
積 立 金	11,743	0			11,743	0	0.1%	
投資及び出資金	0	0			0	0	0.0%	
貸 付 金	4,800	0			4,800	0	0.0%	
繰 出 金	1,122,829	903,438			1,122,829	903,438	8.9%	
前年度繰上充用金	0	0			0	0	0.0%	
予 備 費	5,000	5,000			5,000	5,000	0.0%	
歳 出 合 計	12,527,000	8,795,189	74,000	24,000	12,601,000	8,819,189	100.0%	
義務的経費	7,786,853	5,410,641	0	0	7,786,853	5,410,641	61.8%	
投資的経費	186,121	27,217	74,000	24,000	260,121	51,217	2.1%	
その他の経費	4,554,026	3,357,331	0	0	4,554,026	3,357,331	36.1%	

義務的経費 \*\*\*\*\* 人件費、扶助費、公債費の合計

投資的経費 \*\*\*\*\* 普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費の合計

その他の経費 \*\*\*\*\* 義務的経費、投資的経費以外の経費

平成25年度5月補正予算分析資料

3 目的別歳出の状況

(単位：千円，%)

区 分	既計上予算額		今回追加額		現計予算額		Eの構成	備 考
	総 額 A	一般財源B	総 額 C	一般財源D	総 額 E	一般財源F		
1 議 会 費	192,571	192,570			192,571	192,570	1.5%	
2 総 務 費	1,052,343	914,344			1,052,343	914,344	8.4%	
3 民 生 費	5,753,788	2,894,271			5,753,788	2,894,271	45.7%	
4 衛 生 費	1,377,169	1,138,887			1,377,169	1,138,887	10.9%	
5 労 働 費	0	0			0	0	0.0%	
6 農 林 水 産 業 費	204,538	125,644			204,538	125,644	1.6%	
7 商 工 費	56,548	43,403			56,548	43,403	0.5%	
8 土 木 費	708,778	487,814			708,778	487,814	5.6%	
9 消 防 費	292,364	286,406			292,364	286,406	2.3%	
10 教 育 費	945,766	886,658	74,000	24,000	1,019,766	910,658	8.1%	
11 災 害 復 旧 費	0	0			0	0	0.0%	
12 公 債 費	1,923,392	1,820,192			1,923,392	1,820,192	15.3%	
13 諸 支 出 金	14,743	0			14,743	0	0.1%	
14 前 年 度 繰 上 充 用 金	0	0			0	0	0.0%	
15 予 備 費	5,000	5,000			5,000	5,000	0.0%	
歳 出 合 計	12,527,000	8,795,189	74,000	24,000	12,601,000	8,819,189	100.0%	

## 平成 2 5 年 度 事 業 費 の 状 況

(単位：千円)

費目	事業名	事業費	財 源 内 訳					備 考
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
	普通建設事業	(260, 121) 74, 000	(34, 000) 0	(19, 109) 0	(139, 700) 50, 000	(16, 095) 0	(51, 217) 24, 000	
	1 補助事業	(121, 643)	(34, 000)	(1, 900)	(81, 200)		(4, 543)	

(単位：千円)

費目	事業名	事業費	財 源 内 訳					備 考
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
	2 単独事業	(138, 478) 74, 000		(17, 209) 0	(58, 500) 50, 000	(16, 095) 0	(46, 674) 24, 000	
教育	新中学校建設事業	74, 000			50, 000		24, 000	南部地域統合新中学校設計